

キンマ 金間 石川郡河内庄に在る部落。

加越能舊跡に、『金間領の内、金間右衛門軍場とて有。墓所とも申候。昔より今に至り、牛馬を此所に放し不申候。其邊右衛門住所と申傳ふ。』とある。

キンミ 吟味 ↓サイバン 裁判。

キンミシヨ 吟味所 大聖寺藩では初め御算用場を法廷とし、家老一人立會うて吟味奉行が斷獄のことに當つた。寶曆中に至り新たに吟味所を建てたが、それでも死刑に當る如き重罪人は古への如く御算用場に於いて吟味した。又獄舎には刑場半・町牢の二種があつたが、同一構内に設けられてゐた。

キンミブギヨウ 吟味奉行 大聖寺藩で裁判を掌る者を吟味奉行といふた。藩初では別に盜賊改奉行があつて、盜賊のこのみを取らうたが、後に兼務となつた。

キンメイチク 金明竹 江沼郡笹原なる約一〇平方米の地に數百竿を生ずる。明治九年初めて苦竹林中に生じた變種であり、大正八年明治神宮に二株を奉獻し、昭和二年四月八日文部省から天然紀念物として指定せられた。金明竹の筍は目廻一〇糎内外、美麗なる淡黄色を帯び、筍溝に廣く鮮明なる綠條を有し、その筍溝及び綠條は各節毎に交互してゐる。枝も亦筍と同様の配色をなし、葉は葉縁部又は中央部に初めは帶黄色後には白變する廣狹不明の二三縱線を有する。又昭和初年以來同郡下福田犬澤にも別に之を生じた。

キンランシユウ 金蘭集 二册。文化十年京浦井徳右衛門其の他の板行。この集は俳諧の附合百餘巻を載せたものであるが、それは初め萬子の雜記中に在つたのを、一梟が寫し

取つて甘井に傳へ、後に南無庵蒼虻が補正して出版せしめたものである。文化丙寅春陸奥南部北溟の序があり、凡例は甘井が書いて居るが、蒼虻は一語も加へて居らぬ。後嘉永四年にも英大助等が再刊してゐる。

キンリブンシユウ 錦里文集 十册。一時

加賀藩に仕へた木下順庵錦里の詩文集で、正徳乙未男寅亮の序文がある。然るに寅亮の時未だ出版に至らず、天明七年順庵の玄孫靜字は正直が初めて刻して世に出したものである。その中北海稿一卷は順庵の加州に居た時代の作で、遺稿三巻中には奥村永福、今枝重直の碑文、横山長知の傳等がある。

キンリュウイン 金龍院 加賀藩主第十二代前田齊廣の法號。詳しくは金龍院文古雲遊大居士。

キンリュウジ 吟龍寺 鳳至郡龍上に在つて、眞宗東派に屬する。

キンリヨウ 金陵 金澤を唐めかしていふ場合に文人等の用ひた語。

キンリヨウチメイコウ 金陵地名考 一册。著者不明。金澤に關する史的沿革を記したもので、城地・火災・市坊・社寺の各項に整理せられ、簡潔ではあるが、略事實の正誤を失はぬ。元祿十二年卯辰山の崩壊が最後の記事になつてゐる點から見て、編纂の時代が考へられる。本書は大日本地誌大系中に刊行せられてゐる。

キンレイエコウ 金嶺慧剛 金澤曹洞宗天徳院十五代の住持。寛政五年三月廿一日寂。

キンロウ 禁牢 輕微の罪に科した刑で、

二三月より二三年に及んだ。禁牢の宣告は、古くは何月何日より何ヶ月としたから、その

日數に滿つるを要したのを、後何月より何ヶ月として、病氣危篤の場合の如き幾分短縮するを得しめたが、かく改定せられた年月は明らかでない。正徳四年長期の禁牢で、刑の殘餘二三月に至つて重病となつた時は、年寄の許可によつて出牢せしめ得ることゝした。又

初は藩侯の裁斷に二三月禁牢とあれば、公事場では三月目に出牢せしめたが、正徳二年以降はそれを二月とするに改めた。又行刑の月數滿ちた時は、その月中旬に出牢せしめるも、老人又は病者は上旬に於いてしたが、藩政末期に改めて一般に上旬の式日に釋放することゝし、判決確定の時、既に未決の留置期間にて刑の月數に滿ちた者は、當日にも出牢せしめることにした。禁牢の無期なるものは之を永牢といふた。

キンロク 金祿 明治二年十月金澤藩は從來藩士以下に草高による知行を興へたのを廢し、それ〴〵低下した比率による現石高の家祿を給することにした。家祿には永世祿と終身祿とがあつて、前者は祖先以來藩に仕へた者に給し、後者はその人の一代限りの者に給せられた。而して兩者共に初は毎年四次に分ち、その一部分を飯米と稱して米穀で與へ、殘餘を代錢に積つて與へたが、五年以降家祿全部を米穀の時價に換算して下附することにした。是に由つて五年夏期の相場は一石三圓七十一錢四厘に當り、秋期は二圓九十四錢三厘であつた。次いで六年十二月太政官は薄祿の徒の商工業に従事する資金を得しめる爲に、家祿及び賞典祿百石未滿を受ける者に限り、之を奉還し得ることを定め、永世祿に在つては六ヶ年分、終身祿に在つては四ヶ年分

を一時に下附することゝしたが、その奉還者には家祿一石を當該縣に於ける四年の相場に換算して、半額を現金、半額を年八分の利子を附する秩祿公債で與へ、七年十一月更に範圍を擴張して家祿の厚薄に拘らず奉還することを許し、八年七月この法を停止した。次いで八年九月、本年から家祿・賞典祿を石高で呼ぶことを止め、五年より七年に至る平均相場を以て、金祿に改定して支給することゝしたが、この時の金澤藩の相場は一石三圓五十五錢三厘二毛一絲であつた。その後九年八月又金祿を廢し、その數年分を金祿公債で一時に下附することにし、その公債給與額と之に對する利率は、金祿の多きものに薄く、少き者に厚からしめた。例へば金祿元高七萬圓のものは五ヶ年分を下附し、利率年五分であり、元高二十五圓以下の者には十四年分を下附して、利率年七分であつた。

ク

クウカンテン 空閑田 ↓フゴ 封戸。

クウケ 郡家 ↓カガノグウケ 加賀の郡家。ノトノグウケ 能登の郡家。

グウケゴウ 郡家郷 江沼郡の古郷名。具

字介若しくは具介と訓む。その郡家は江沼郡司の居る所で、源平盛衰記にいへる江沼の地であらう。

グウケゴウ 郡家郷 加賀郡の古郷名。和

名抄に之を眞家に作るものは非である。延喜